

## 診療放射線技師学校養成所指定規則 改正イメージ

改正イメージ	現 行
<p>診療放射線技師学校養成所指定規則 (昭和二六年一二月一日 文部省・厚生省令第四号)</p> <p>診療放射線技師法(昭和二六年法律第二二六号)第十六条及び診療放射線技師法施行令(昭和二八年政令第三八五号)第十五条の規定に基づき、診療放射線技師法学校養成施設指定規則を次のように定める。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第二条 法第七条第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 指定規則別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち<u>七人</u>(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「診療放射線技師等」という。)である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては<u>五人</u>(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては<u>六人</u>(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。</p> <p>五 診療放射線技師等である専任教員のうち<u>四人以上</u>は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務等を業として行った診療放射線技師(以下この号において「業務経験五年</p>	<p>診療放射線技師学校養成所指定規則 (昭和二六年一二月一日 文部省・厚生省令第四号)</p> <p>診療放射線技師法(昭和二六年法律第二二六号)第十六条及び診療放射線技師法施行令(昭和二八年政令第三八五号)第十五条の規定に基づき、診療放射線技師法学校養成施設指定規則を次のように定める。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第二条 法第七条第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 指定規則別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち<u>六人</u>(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「診療放射線技師等」という。)である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては<u>四人</u>(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては<u>五人</u>(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。</p> <p>五 診療放射線技師等である専任教員のうち<u>三人以上</u>は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務等を業として行った診療放射線技師(以下この号において「業務経験五年</p>

以上の診療放射線技師」という。)であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人、その翌年度にあつては三人とすることができる。

六～十三 (略)

(中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)  
第三条 (略)

(指定の申請書の記載事項等)  
第四条 (略)

(変更の承認又は届出を要する事項)  
第五条 (略)

(報告を要する事項)  
第六条 (略)

(指定取消しの申請書等の記載事項)  
第七条 (略)

別表第一(第二条関係)

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四
専門基礎 分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	十三

以上の診療放射線技師」という。)であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

六～十三 (略)

(中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)  
第三条 (略)

(指定の申請書の記載事項等)  
第四条 (略)

(変更の承認又は届出を要する事項)  
第五条 (略)

(報告を要する事項)  
第六条 (略)

(指定取消しの申請書等の記載事項)  
第七条 (略)

別表第一(第二条関係)

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	十四
専門基礎 分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	十三

	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	十八
専門分野	<u>診療画像技術学・臨床画像学</u>	<u>十八</u>
	核医学検査技術学	六
	放射線治療技術学	七
	<u>医療画像情報学</u>	六
	放射線安全管理学	四
	医療安全管理学	二
	<u>実践臨床画像学</u>	二
	臨床実習	十二
	合 計	<u>百二</u>

備考

一～二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	十八
専門分野	<u>診療画像技術学</u>	<u>十七</u>
	核医学検査技術学	六
	放射線治療技術学	六
	<u>医用画像情報学</u>	六
	放射線安全管理学	四
	医療安全管理学	一
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	臨床実習	十
	合 計	<u>九十五</u>

備考

一～二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。

別表第二 (略)

別表第二 (略)